

## ○三豊市空き家バンク実施要綱

平成24年7月1日

告示第251号

改正 平成26年3月31日告示第47号

平成27年3月1日告示第36号

平成29年12月22日告示第222号

平成30年2月1日告示第30号

平成31年3月1日告示第21号

令和4年4月1日告示第70号

三豊市空き家バンク実施要綱(平成24年三豊市告示第73号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における空き家の情報収集及び情報発信を行い、その有効活用により、本市への定住を促進するため、三豊市空き家バンクの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永住することを前提に、本市の住民基本台帳に記載され、かつ、生活の本拠が本市にあることをいう。
- (2) 住宅 居住することを目的とした玄関、居室、便所、台所及び風呂を備えている戸建て建物(集合住宅(マンション、アパート等をいう。))又は三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業補助金交付要綱(平成24年三豊市告示第256号)に基づく三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業補助金若しくは三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付要綱(平成27年三豊市告示第55号)に基づく三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金の交付を受けたことがあるもので、交付を受けた日から起算して5年以内にある建物を除く。)をいう。
- (3) 空き家 個人が市の区域内に所有している住宅で、現に居住するものがない住宅(近く居住しなくなる予定のものを含む。)をいう。
- (4) 所有者 空き家に係る所有権を有する者をいう。ただし、所有者が亡くなっている場合は、その親族を代表する者をいう。
- (5) 登録事業所 第8条に規定する三豊市の空き家バンクに登録された事業所をいう。
- (6) 空き家バンク 空き家の賃貸借又は売買を希望する所有者から申込みを受けた情報を専用サイト等で公開し、空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。))に対し、所有者又は登録事業所を紹介する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンクに登録された空き家について、空き家バンク以外による取引を妨げるものではない。

(空き家物件登録申請)

第4条 空き家バンクによる空き家の賃貸借又は売買を希望する所有者は、空き家バンク物件登録申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。ただし、所有者1人につき2件を限度とする。

2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等の確認及び必要に応じて行う実地調査等により、空き家バンクに登録することが適当であると認めるときは、空き家バンクに登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、空き家バンク物件登録通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

4 市長は、第2項による空き家バンクに登録をしていない空き家で、空き家バンクに登録することが適当であると認めるものは、当該空き家の所有者に対して空き家バンクの登録を勧めることができる。

(空き家物件登録変更等申請)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者(以下「物件登録者」という。))は、当該物件登録内容の変更又は抹消を希望するときは、速やかに空き家バンク物件登録変更等申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

(空き家物件登録内容変更等)

第6条 市長は、前条の申請により空き家バンク物件登録内容の変更又は抹消を決定したときは、空き家バンク物件登録変更等通知書(様式第4号)により物件登録者に通知する。

(登録物件の情報公開)

第7条 市長は、必要に応じて空き家バンクに登録した空き家の情報の一部を本市が運営する空き家バンク専用サイトに公開する。

2 前項の規定により公開する情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 空き家の状況(登録番号、外観写真、間取り図、所在地域、用途、構造、床面積、建築時期、空き(予定)時期、補修の要否、駐車場及び附帯物件)
- (2) 生活設備状況(水道、電気、給湯設備、風呂及びトイレの状況)
- (3) 空き家の土地の状況(権利、面積及び登録地目)

- (4) 賃貸借又は売買の別
- (5) 希望賃貸料又は希望売却価格
- (6) 所有者又は登録事業所の連絡先
- (7) その他市長が適当であると認める情報

(空き家バンク事業所登録申請)

第8条 公益社団法人香川県宅地建物取引業協会三観地区又は公益社団法人全日本不動産協会香川県本部の会員(市の区域内に事務所を置くものに限る。)で、空き家バンクの趣旨に賛同するものは、空き家バンク事業所登録申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めたときは、空き家バンクに登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、空き家バンク事業所登録通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

(空き家バンク事業所登録変更等申請)

第9条 登録事業所は、当該事業所登録内容の変更又は登録抹消を希望するときは、速やかに空き家バンク事業所登録変更等申請書(様式第7号)により市長に申請しなければならない。

(空き家バンク事業所登録内容変更等)

第10条 市長は、前条の規定による空き家バンク事業所登録内容の変更又は登録抹消を決定したときは、空き家バンク事業所登録変更等通知書(様式第8号)により登録事業所に通知する。

(情報提供)

第11条 市長は、必要に応じて登録情報の全部又は一部を利用希望者及び登録事業所に提供することができる。

(物件登録者、利用希望者及び登録事業所の交渉等)

第12条 市長は、物件登録者と利用希望者との空き家に関する賃貸借又は売買の媒介をする行為については、直接これに関与しない。

- 2 市長は、前項の媒介する行為については、登録事業所に依頼することができる。
- 3 交渉等に関する一切のトラブルについては、各当事者間で解決するものとする。

(運営の委託)

第13条 この事業の実施主体は三豊市とする。ただし、事業の運営は、市長が適当と認めたもの(以下「運営主体」という。)に委託することができる。

- 2 前条の規定により運営主体に事業の運営を委託する場合において、第4条から前条までの規定中「市長」とあるのは「運営主体」と、様式第1号から様式第8号までの規定中「三豊市長」とあるのは「運営主体」と読み替えるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の三豊市空き家バンク実施要綱の規定によってした処分、手続きその他の行為は、この告示による改正後の三豊市空き家バンク実施要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成26年告示第47号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の三豊市空き家バンク実施要綱の規定によってした処分、手続きその他の行為は、この告示による改正後の三豊市空き家バンク実施要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成27年告示第36号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の三豊市空き家バンク実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示による改正後の三豊市空き家バンク実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和4年告示第70号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の三豊市空き家バンク実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示による改正後の三豊市空き家バンク実施要綱の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則(平成29年告示第222号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年告示第30号)

この告示は、平成30年2月1日から施行する。

附 則(平成31年告示第21号)

この告示は、公表の日から施行する。

この告示は、公表の日から施行する。